

「新社会福祉協議会基本要項」第一次案

平成二年八月二十日

全社協・総合企画委員会第一分科会

・前文

社会福祉協議会は、昭和26年の創立以来、住民福祉の増進をめざし

て、住民の社会福祉活動への主体的な参加の促進、公私の社会福祉、

保健・医療、教育、労働等関連分野の関係者との協働、ボランティア

活動の推進、先駆的な在宅福祉サービスへの取り組みなど地域福祉の

総合的發展に努めてきた。平成2年6月に改正された社会福祉事業法

は、その基本理念として、福祉サービスを必要とする者の社会・経済・

文化などあらゆる分野への参加の機会の保障、地域における必要な福

祉サービスの総合的提供・計画的な実施、関連施策との有機的連携、

地域に即した創意工夫、および地域住民の理解と協力などを掲げ、地

域福祉の理念を法的にも明らかにした。

こうした地域福祉の理念を踏まえ、市区町村を基盤とする社会福祉

の実施体制の整備がすすめられる中であって、社会福祉協議会は、地

域福祉活動の中核となることが期待されている。

本要項は、21世紀の本格的高齢社会に向けて、社会福祉協議会がこ

れまで積み上げてきた経験と将来展望にたつて、今後の方向づけを明

らかにするものであり、これにより全国各段階の社会福祉協議会の組

織理念と活動体制を整備し、もって地域における福祉の増進をはかることを目的とするものである。

・社会福祉協議会の性格と活動原則

1．社会福祉協議会の性格

社会福祉協議会は、福祉活動にかかわる住民組織と公私の社会福祉

事業関係者等によつて構成され、その地域社会における、福祉活動へ

の住民の主体的な参加の促進、社会福祉を目的とする事業の連絡・調

整等を行い、また自ら事業を企画・実施することによつて、住民の福

祉の増進と福祉コミュニティの形成をはかることを目的とする、公共

的性格を有する民間団体である。

2．社会福祉協議会活動の8つの原則

社会福祉協議会は、住民の福祉の増進と福祉コミュニティの形成を

すすめるため、つぎの8つの原則にもとづいて、活動をすすめる。

すべての住民の生命・生活・存在および社会参加を尊重し、地域

における普通の暮らしを確保する。(ノーマライゼーション理念

の原則)

住民の生活実態・生活要求等の把握に努め、ニーズに立脚した活

動をすすめる。(住民ニーズ基本の原則)

広く住民の福祉活動への主体的な参加を促し、開かれた組織づくりと民主的な合意形成をはかる。(住民参加の原則)

公共的性格を有する民間団体としての特性にたつて、その事業の運営において、創造性・先駆性・柔軟性・迅速性・公平性を発揮する。(民間性の原則)

公私の社会福祉、保健・医療、教育、労働等の関連分野の関係者および住民との協働により、地域福祉の総合的な企画・推進をはかる。(公私協働の原則)

都市・農村等の地域の特性に応じた活動の内容と方法を重視する。

(地域特性尊重の原則)

地域福祉の推進機関として、地域福祉活動計画の策定等の計画的な推進および地域援助技術(コミュニケーションワーク)等専門的方法の開発をはかる。(計画性・専門性の原則)

市区町村から都道府県・指定都市、全国段階までの系統組織として、また国際社会福祉協議会との連携を含め、その系統性を生かす。(系統性の原則)

3 社会福祉協議会の活動従事者倫理綱領ならびに通称、シンボルマーク

1 社会福祉協議会活動従事者倫理綱領を別に定める。

2 社会福祉協議会の通称は、○○○とする。

3 社会福祉協議会のシンボルマークは、とする。

・市区町村社会福祉協議会

1 市区町村社会福祉協議会の6つの基本事業

1 社会福祉を目的とする事業の調査

市区町村社会福祉協議会は、住民ニーズ基本の原則を踏まえた地域福祉を推進するため、地域のニーズ把握システムを構築し、事業推進のための計画的な調査・研究を行う。

2 社会福祉を目的とする事業の総合的な企画

市区町村社会福祉協議会は、地域のニーズ把握や調査研究を基礎に民間団体の立場から「地域福祉活動計画」の策定、共同募金計画への参画など、地域福祉活動に関する総合的な企画を行う。

3 社会福祉を目的とする事業の連絡・調整、助成

市区町村社会福祉協議会は、福祉活動にかかわる住民組織や公私の社会福祉事業、保健・医療、教育・労働等の関連分野の関係者との連絡・調整事業を行う他、地域で行われる先駆的・開拓的な福祉活動や調査研究等に対し、助成援助を行う。

4 社会福祉を目的とする事業の普及、宣伝

市区町村社会福祉協議会は、地域社会につねに福祉問題の提起や活動への参加の呼びかけを行い、また、社会福祉サービスの周知・理解の促進をはかる広報等をすすめる。

5 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための事業

市区町村社会福祉協議会は、地域における社会福祉事業の健全な発達を図るため、公私の社会福祉事業関係者の共通事業および住民各層を対象とした人材開発、研修等を行う。

6 社会福祉を目的とする事業の企画・実施

市区町村社会福祉協議会は、住民参加の在宅福祉活動や在宅福祉サービス等、自らも事業の企画・実施を行う。

2 市区町村社会福祉協議会の4つの重点事業目標

1 住民の主体的参加による福祉活動の推進

住民福祉活動の推進機関としての役割

市区町村社会福祉協議会は、学区ないしそれにかわる適切な小地区ごとに、「地区住民福祉協議会」または福祉委員等の地域組織活動推進の基盤組織を設置し、もしくは、既存の住民自治組織等を活用し、住民の主体的な参加と協働による福祉活動の推進をはかる。

当事者活動の支援者としての役割

市区町村社会福祉協議会は、当事者・家族を主体とする地域組織活動の援助を行う。

ボランティアセンターとしての役割

市区町村社会福祉協議会は、「ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの発掘・研修・需給調整・相談・情報提供・組織化、児童・生徒等の福祉教育等ボランティア活動の推進を行う。

2 社会福祉施設等との連携促進

社会福祉施設との連絡調整機関としての役割

市区町村社会福祉協議会は、地域内の社会福祉施設の加入を基礎に、連絡組織を設置すること等を通して、施設の連絡・調整を行う他、在宅福祉サービス、ボランティア活動、福祉教育等において協働した事業の推進を図る。

民生委員・児童委員との協働機関としての役割

民生委員・児童委員との連携をすすめ、協働活動を行う。また協働活動を促進する立場から、民生委員・児童委員協議会の事務局の役割を積極的に担うよう努める。

福祉組織化活動の推進機関としての役割

市区町村社会福祉協議会は、福祉活動にかかわる住民組織、公私の社会福祉施設・機関・団体および保健・医療、教育、労働等関連分野の関係者との連絡・調整を行い、地域福祉のネットワークづくりをすすめる。

3 「地域福祉活動計画」の策定

市区町村社会福祉協議会は、行政の「地域福祉計画」策定に積極的に参画するとともに、公私の社会福祉、保健・医療、教育、労働等の関係者および住民との協働により、自らも「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の総合的・計画的推進につとめる。

4 在宅福祉サービス等の企画・実施

福祉事業経営主体としての役割

市区町村社会福祉協議会は、公私の社会福祉事業関係者等との連携により、社会福祉施設・在宅福祉施策の整備促進をはかるとともに、自らも在宅福祉サービス等事業の企画・実施を行う。その際、民間団体としての特性を生かした事業の企画・運営体制の確保に努める。

総合的な相談・情報・援助センターとしての役割

市区町村社会福祉協議会は、公共的な性格をもつ民間団体としての特性を生かし、住民に対して公私の社会福祉サービス、地域

の関係機関・団体、ボランティア等に関する情報を提供するとともに、地域福祉のコーディネーターとしての機能を発揮し、総合的な相談・生活支援の活動を行う。

3 市区町村社会福祉協議会の組織 1 会員

組織会員

市区町村社会福祉協議会は、おおむね次の、福祉活動にかかわる住民組織、公私の社会福祉事業関係者および関連分野の関係者をもって会員とする。

1 福祉活動にかかわる住民組織

ア 地区住民福祉協議会・住民自治会等福祉活動にかかわる住民組織

イ 当事者または代弁者の組織

ウ ボランティア団体

2 民生委員・児童委員またはその組織

3 社会福祉事業および更生保護事業を経営する者

4 社会福祉行政機関

5 社会福祉、保健・医療、教育、労働その他関係機関・団体

住民会員

市区町村社会福祉協議会は住民の社会福祉への理解と協力を促進し、主体的参加による福祉活動・社協活動を推進するための基盤組織として、住民会員制を設ける。

2 理事・評議員等

市区町村社会福祉協議会は、組織会員を基礎として、理事・評議員等を構成する。

員等を構成する。

3 部会、連絡会、問題別委員会

市区町村社会福祉協議会は、事業の円滑な推進をはかるため、その組織会員を中心に、部会、団体連絡会、常設もしくは臨時の問題別委員会を設け、その運営を行う。

4 市区町村社会福祉協議会の財政

1 財源の構成と財政計画

市区町村社会福祉協議会は、その運営および事業実施に要する経費として、会費（組織会員、住民会員）、公費補助金、事業委託費、共同募金配分金、賛助会費、寄付金、その他をもつてあてる。

また、福祉基金・ボランティア基金を設けるほか、自主財源の確保、公費確保のルール化を目的として中長期の財政計画を策定し、安定した財政運営に努めるものとする。

2 地域福祉資金の造成・確保

市区町村社会福祉協議会は、地域の福祉問題解決の資金を確保するため、地方公共団体への働きかけ、民間助成資金の活用、共同募金運動への協力、歳末たすけあい運動、福祉基金・ボランティア基金の造成、その他寄付金の確保等の活動を行う。

5 市区町村社会福祉協議会の事務局

1 活動拠点としての「地域福祉センター」の確保

市区町村社会福祉協議会は、その活動推進の拠点となる「地域福祉センター」等を確保し、その中に事務局を設ける。また、活動推進に必要な機材・機動力を確保する。

2 職員体制の確立

市区町村社会福祉協議会は、専任事務局長を置き、福祉活動専門員ほか専任の職員体制を確立し、地域福祉推進・ボランティア推進にかかわる必要な職員、在宅福祉サービス等事業実施に必要な職員を、その人口や事業規模に応じて確保する。

また、地域福祉にかかわる専門性と熱意をもった職員を得られるよう、処遇等の条件整備に努力するとともに、その資質向上をはかる。

・広域圏の社会福祉協議会

広域圏の社会福祉協議会は、必要に応じ設置するものとし、その圏域の市町村社会福祉協議会との連携を基礎におき、社会福祉サービス・事業の企画・実施またはその調整、都道府県社会福祉協議会への事業への協力を行う。

・都道府県社会福祉協議会

1 都道府県社会福祉協議会の7つの基本事業

1 社会福祉を目的とする事業の調査

都道府県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会・公私の社会福祉事業関係者等と連携し、都道府県域における地域福祉課題、社会福祉事業運営等に関する計画的な調査・研究を行う。

2 社会福祉を目的とする事業の総合的企画

都道府県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」策定の基礎となる「地域福祉活動推進計画」を策定し、指導・援助を行う。

都道府県社会福祉協議会は、地域福祉に関する調査・研究を基礎に、都道府県域の地域福祉に関する総合的企画を行う。

3 社会福祉を目的とする事業の連絡・調整・助成

都道府県社会福祉協議会は、公私の社会福祉事業関係者間の連絡・調整を行いその組織的・効率的な事業推進をはかる。

都道府県社会福祉協議会は、社会福祉施設および経営者の組織化、連絡・調整、在宅福祉事業関係者の組織化、連絡・調整、民生委員児童委員協議会との連絡・調整等を行う。

都道府県社会福祉協議会は、保健・医療、教育、労働等関連分野の関係者との連携をすすめ、相互の組織的・効率的な事業推進をはかる。

都道府県社会福祉協議会は、先駆的・開拓的な福祉活動や調査研究等に対し、助成・援助を行う。

4 社会福祉を目的とする事業の普及・宣伝

都道府県社会福祉協議会は、福祉問題の提起や、住民の福祉活動への参加の促進を行い、福祉サービスの周知・理解の促進等を図る目的で、計画的な広報活動をすすめる。

5 市町村社会福祉協議会の連絡・調整、援助

都道府県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会の相互の連絡、事業の調整および援助を行い、その事業の推進を図る。

6 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための事業

都道府県社会福祉協議会は、社会福祉事業の健全な発達を図るため、公私の社会福祉事業関係者の共通事業および公私の社会福祉事業関係者・ボランティア等に関する研修等を行う。

7 共同募金への協力

都道府県社会福祉協議会は、都道府県共同募金会に対して、募金計画に関する意見を提出すると同時に共同募金運動について協力を行う。

2 都道府県社会福祉協議会の3つの重点事業目標

1 地域福祉の総合的推進

市町村社会福祉協議会の活動強化

都道府県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会の活動強化のための指針（年次計画）を作成し、その連絡・調整、援助にあたると同時に、活動強化のための条件整備を行う。

また、市町村社会福祉協議会が行う在宅福祉サービス等事業の企画・実施等に対する助言・援助を行う。

社会福祉相談情報センターの設置運営

都道府県社会福祉協議会は、「社会福祉相談情報センター」を設置し、市町村社会福祉協議会の相談・情報提供体制の支援、その他公私の相談機関との連携、都道府県域の相談・情報提供活動の推進を行う。

ボランティアセンターの設置運営

都道府県社会福祉協議会は、「ボランティアセンター」を設置し、市町村社会福祉協議会の活動の支援、都道府県域のボランティア活動の推進を行う。

生活福祉資金貸付事業等

都道府県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付事業、総合福祉センターの運営等、都道府県域の地域福祉の事業を行う。

2 種別協議会等の連絡・調整事業の強化

都道府県社会福祉協議会は、社会福祉施設経営者協議会の運営等を通じて、社会福祉施設を経営する社会福祉法人の組織化をすすめ、法人間、行政機関あるいは各種組織との連絡・調整を行う。

都道府県社会福祉協議会は、社会福祉施設種別協議会の運営等を通じて、社会福祉施設の組織化をすすめ、施設間、行政機関あるいは各種組織との連絡・調整を行う。

3 社会福祉従事者の養成・研修事業の運営

都道府県社会福祉協議会は、「社会福祉研修センター」を設置し、社会福祉従事職員、民生委員・児童委員、ボランティア等の研修を体系的に実施する。

また、関係機関・団体、市町村社会福祉協議会等と協力して、都道府県内の諸研修の連携・体系的実施をすすめる。

3 都道府県社会福祉協議会の組織

1 組織会員

都道府県社会福祉協議会は、おおむね次の、市町村社会福祉協議会、公私の社会福祉事業関係者および関連分野の関係者をもって会員とする。

市町村社会福祉協議会

民生委員・児童委員またはその組織

社会福祉事業および更生保護事業を経営する者またはその組織

社会福祉行政機関

社会福祉、保健医療、教育、労働その他関係機関・団体

2 理事・評議員等

都道府県社会福祉協議会は、組織会員を基礎として、理事・評議員等を構成する。

3 活動基盤組織の整備

都道府県社会福祉協議会は、事業の円滑な推進をはかるため、その構成員を中心に、種別協議会、連絡協議会、問題別委員会等を設け、その運営を行う。

4 都道府県社会福祉協議会の財政

1 財源の構成と財政計画

都道府県社会福祉協議会は、その運営および事業実施に要する経費として、組織会員の会費、公費補助金、事業委託費、共同募金配分金、賛助会費、寄付金、その他をもつてあてる。

また、福祉基金・ボランティア基金を設けるほか、自主財源の確保、公費確保のルール化を目的とした中長期の財政計画を策定し、安定した財政運営に努めるものとする。

2 社会福祉資金の造成・確保

都道府県社会福祉協議会は、社会福祉の問題解決の資金を確保するため、地方公共団体への働きかけ、民間助成資金の活用、共同募金運動への協力、歳末助け合い運動、福祉基金・ボランティア基金の造成、その他寄付金の確保等の活動を行う。

5 都道府県社会福祉協議会の事務局

都道府県社会福祉協議会は、社会福祉の専門性を持つ職員体制を確立し、市町村社会福祉協議会の援助、関係機関・団体との連絡・調整、その他各種事業実施に必要な職員を確保する。

とくに、市町村社会福祉協議会の事業規模の増加に伴う指導職員の確保、社会福祉の高度化に伴う職員の確保をはかる。

また、社会福祉に関わる専門性と熱意を持った職員を得られるよう、処遇等の条件整備に努力するとともに、その資質向上をはかる。

指定都市社会福祉協議会

指定都市社会福祉協議会は、おおむね前述の都道府県社会福祉協議会と同様の事業・組織・財政・事務局を基本とする。「都道府県社会福祉協議会」の中の「市町村社会福祉協議会」を「区社会福祉協議会」と読み替えるものとする。

なお、指定都市社会福祉協議会独自の課題として下記の諸点に留意する。

1 指定都市社会福祉協議会の事業

指定都市社会福祉協議会は、区社会福祉協議会および関係機関・団体との連携により、社会福祉施設・在宅福祉施策の整備促進をはかるとともに、自らも市全域を単位とするような広域の在宅福祉サービス等の事業の企画・実施を行う。

2 指定都市社会福祉協議会の事務局

指定都市社会福祉協議会は、指定都市社会福祉協議会と区社会福祉協議会職員との一体的人事を行うこと等を通して、専任職員体制を確立する。

・全国社会福祉協議会

等を推進する。

1 全国社会福祉協議会の事業

全国社会福祉協議会は、都道府県社会福祉協議会の連合体として、都道府県・指定都市社会福祉協議会との連携を基礎に、全国的視野にたつて、つぎの事業を行う。

- 1 社会福祉にかかわる調査・研究、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、情報提供、ボランティア活動の推進、予算対策・制度改善運動等の推進等を行い、社会福祉の総合的推進をはかる。

- 2 都道府県・指定都市および市区町村社会福祉協議会の連絡・調整、援助にあたりると同時に、活動強化のための条件整備を行う。

- 3 全国段階の民生委員・児童委員協議会の連絡・調整を行う。

- 4 全国段階の社会福祉施設種別協議会、社会福祉施設経営者協議会の組織化、連絡・調整を行う。

- 5 全国段階のその他業種別協議会の組織化、連絡・調整を行う。

- 6 全国段階の社会福祉関係団体等連絡協議会の組織化、連絡・調整を行う。

- 7 全国段階の社会福祉関係団体間の連絡・調整を行う。

- 8 社会福祉従事職員、民生委員・児童委員、ボランティア等の研修を実施する。

- 9 国際社会福祉協議会日本国委員会との連携のもと、社会福祉に関する国際協力、国際交流の活動を行う。

- 10 中央共同募金会と協力して、共同募金運動、歳末助け合い運動

2 全国社会福祉協議会の組織

全国社会福祉協議会は、都道府県社会福祉協議会の連合体としての性格を基礎において、都道府県・指定都市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、各社会福祉施設種別協議会、その他業種別協議会、社会福祉施設経営者協議会、各社会福祉関係団体連絡協議会、および社会福祉関係中央団体をもつて構成する。

- 3 全国社会福祉協議会の理事・評議員等

全国社会福祉協議会は、都道府県・指定都市社会福祉協議会、業種別協議会、連絡協議会、中央官公庁の社会福祉・保健衛生等関係公務員、社会福祉・保健衛生等関係中央団体および学識経験者により、理事・評議員等を構成する。

- 4 全国社会福祉協議会の財政

全国社会福祉協議会は、その運営および事業実施に要する経費として、構成員の拠出金、収益事業資金、公費補助金、事業委託費、その他をもつてあてる。

- 5 全国社会福祉協議会の事務局

全国社会福祉協議会は、社会福祉の専門性を持つ職員体制を確立し、各種事業実施に必要な職員を確保する。